

○総務省告示第五十五号

昭和四十七年郵政省告示第四百二号（現に免許を受けている無線局を廃止したうえ当該無線局の無線設備をそのまま継続使用することとして免許を受けた無線局のうち従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用する無線局を定める件）は、平成二十三年二月二十八日限り、廃止する。

平成二十三年二月二十五日

総務大臣 片山 善博